

四日市市告示第76号

四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月7日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱（平成27年四日市市告示第117号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる事業 (以下「補助対象事業」という。) は、次の各号に掲げる要件をすべて満たし、本市の他の補助金を受けていないものに限る。</p> <p>(1) 補助事業者が自ら市内の事業場で行う次のアからウまでのいずれかに該当する事業であること。ただし、自己の居住の用に資するもの、展示又は販売を目的とするもの及び設置前において使用に供されているものは除く。</p> <p>ア 及び イ (略)</p> <p>ウ 小型コージェネレーション設備の導入</p> <p><u>(2) 前号イ及びウについては、関係法令、条例を遵守した上で実施するものであること。</u></p> <p><u>(3) 第1号イ及びウについては、当該年度を含めて過去5年間に実施されたエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）（以下「省エネ法」という。）で定める中長期計画又は省エネ診断等のうち直近のものに基づく省エネルギー計画（以下「省エネルギー計画」という。）による計画的な導入又は改修によるものであること。</u></p> <p><u>(4) 第1号イ及びウについては、補助</u></p>	<p>(補助対象)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる事業 (以下「補助対象事業」という。) は、次の各号に掲げる要件をすべて満たし、本市の他の補助金を受けていないものに限る。</p> <p>(1) 補助事業者が自ら市内の事業場で行う次のアからウまでのいずれかに該当する事業であること。ただし、自己の居住の用に資するもの、展示又は販売を目的とするもの及び設置前において使用に供されているものは除く。</p> <p>ア 及び イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げる設備の導入</p> <p>(ア) 小型コージェネレーション設備</p> <p>(イ) LED照明設備</p> <p><u>(2) 前号イ及びウについては、当該年度を含めて過去5年間に実施されたエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）（以下「省エネ法」という。）で定める中長期計画又は省エネ診断等のうち直近のものに基づく省エネルギー計画（以下「省エネルギー計画」という。）による計画的な導入又は改修によるものであること。</u></p> <p><u>(3) 第1号イ及びウについては、補助</u></p>

金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、次条第1項に規定する設備費の合計が30万円以上であること。

2 (略)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費の4分の1以内とし、その上限を200万円とする。ただし、当該年度を含めて過去5年間に四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金又は四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金を受けている場合、200万円からこれまでに受けた補助金の額を減じた額を上限とする。

2 (略)

3 国又は県からの補助金の合計が補助対象経費の2分の1を超える場合、補助金の額は補助対象経費の4分の3から国又は県からの補助金を減じた額を上限とする。

附 則

(有効期限)

2 この要綱は、第16条から第22条までの規定を除き、平成33年3月31日限り効力を失う。

金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、次条第1項に規定する設備費の合計が30万円以上であること。

2 (略)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、3分の1以内とし、その上限を300万円とする。ただし、当該年度を含めて過去5年間に四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金又は四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金を受けている場合、300万円からこれまでに受けた補助金の額を減じた額を上限とする。

2 (略)

3 国又は県からの補助金の合計が補助対象経費の3分の1を超える場合、補助金の額は補助対象経費の3分の2から国又は県からの補助金を減じた額を上限とする。

附 則

(有効期限)

2 この要綱は、第16条から第22条までの規定を除き、平成30年3月31日限り効力を失う。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者氏名

印

連絡先

(担当 )

### 四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付申請書

四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱第6条第2項に基づき、下記のとおり必要書類を添えて補助金の交付を申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたり四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱、四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要領及び関係法令、条例について、その内容を十分に理解・遵守していることを誓約します。また、市税の納付状況の確認等、四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業に必要な企業及び個人情報を利用することに同意します。

#### 1. 企業等の情報

(1) 住所（本社等）：

(2) 名称：

(3) 資本金： 円

(4) 従業員数： 人

(5) 業種：

#### 2. 事業を実施する事業場等の情報

(1) 住所：

(2) 名称：

裏面につづく

### 3. 事業の内容

(1) 補助対象事業 :

(2) 補助対象事業実施前の状況 :

(3) 補助対象経費 円

(4) 交付申請額 円

(5) 事業着手 (予定) 日 年 月 日

(6) 事業完了 (予定) 日 年 月 日

### 4. 添付書類

- ①補助対象経費が確認できる見積書又は概算設計書 (2社以上の見積書又は概算設計書を提出すること)
- ②対象設備の能力が確認できる書類
- ③印鑑証明
- ④設置前の状況が分かる写真等
- ⑤収支計画書 (第1号様式添付書類)
- ⑥過去2期の決算書の写し (ただし、事業を営んでから2年未満の中小企業者については、申請時点で添付できる決算書。個人事業主については、確定申告書とする。)
- ⑦登記
  - ア 履歴事項全部証明書
  - イ 全部事項証明書 (建物)
  - ウ 全部事項証明書 (土地)
- ⑧定款の写し
- ⑨企業の経歴等が確認できる書類 (企業パンフレット等)
- ⑩事業の実施場所がわかる地図
- ⑪本市の市税の完納証明書 (直近年度の完納が確認できるもの)
- ⑫株の所有者が確認できる書類 (株式を発行している場合のみ)
- ⑬省エネルギー計画 (要領第1号様式)
- ⑭省エネ診断又は国に提出した中長期計画及びエネルギー使用状況届出書・定期報告書の写し
- ⑮委任状 (第8号様式 ※手続きを委任する場合)
- ⑯「クールチョイス」賛同用紙 (要領第2号様式)
- ⑰その他市長が必要と認めた書類

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第2項については、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた者に対する補助については、なお、従前の例による。

(環境部環境保全課)